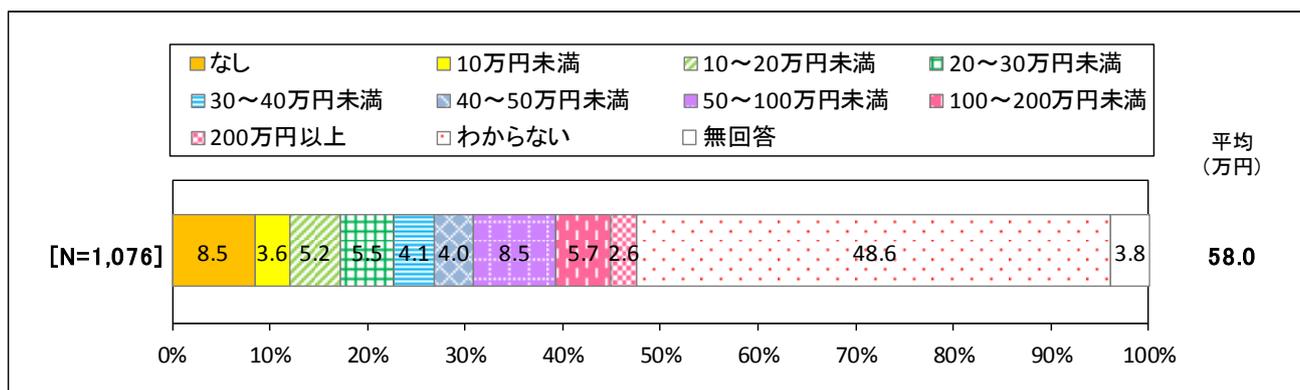


4. 過去 10 年間の補助金額等の変化

(1) 行政からの補助金・助成金（平成 14 年度）

平成 14 年度における行政(市区町村)から各市区町村スポーツ少年団への補助金・助成金の金額をみると、「なし」という回答が 8.5%、「50～100 万円未満」という回答が 8.5%などとなっており、平均では 58 万円である(図表 2-4-1)。ただし、「わからない」という回答が 48.6%と多くなっている。

図表 2-4-1 平成 14 年度 行政からの補助金・助成金

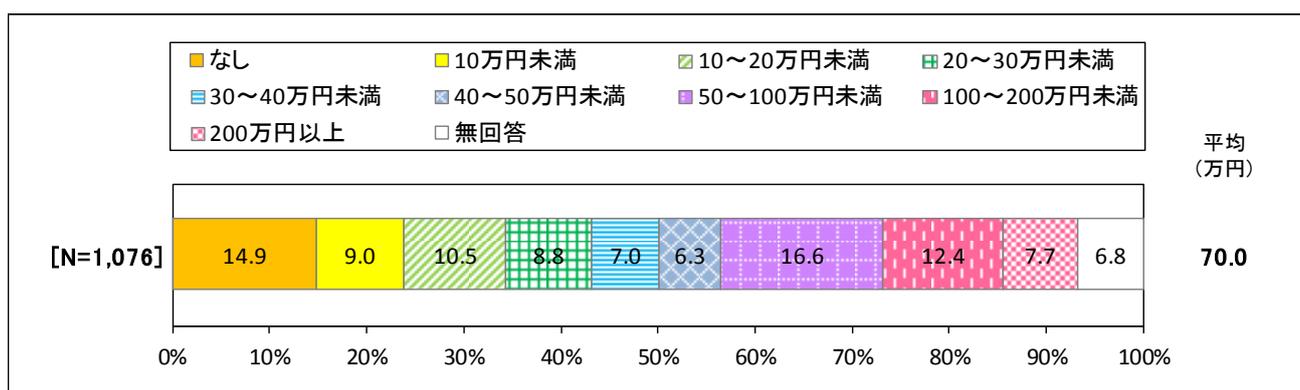


(2) 行政からの補助金・助成金（平成 24 年度）

平成 24 年度における行政(市区町村)からの補助金・助成金の金額をみると、「なし」という回答が 14.9%、「50～100 万円未満」という回答が 16.6%などとなっており、平均では 70 万円である(図表 2-4-2)。

平成 24 年度の平均額は、平成 14 年度の平均額を上回っているが、平成 14 年度の補助金・助成金額について「わからない」という回答が多いため、単純な比較が難しくなっている。

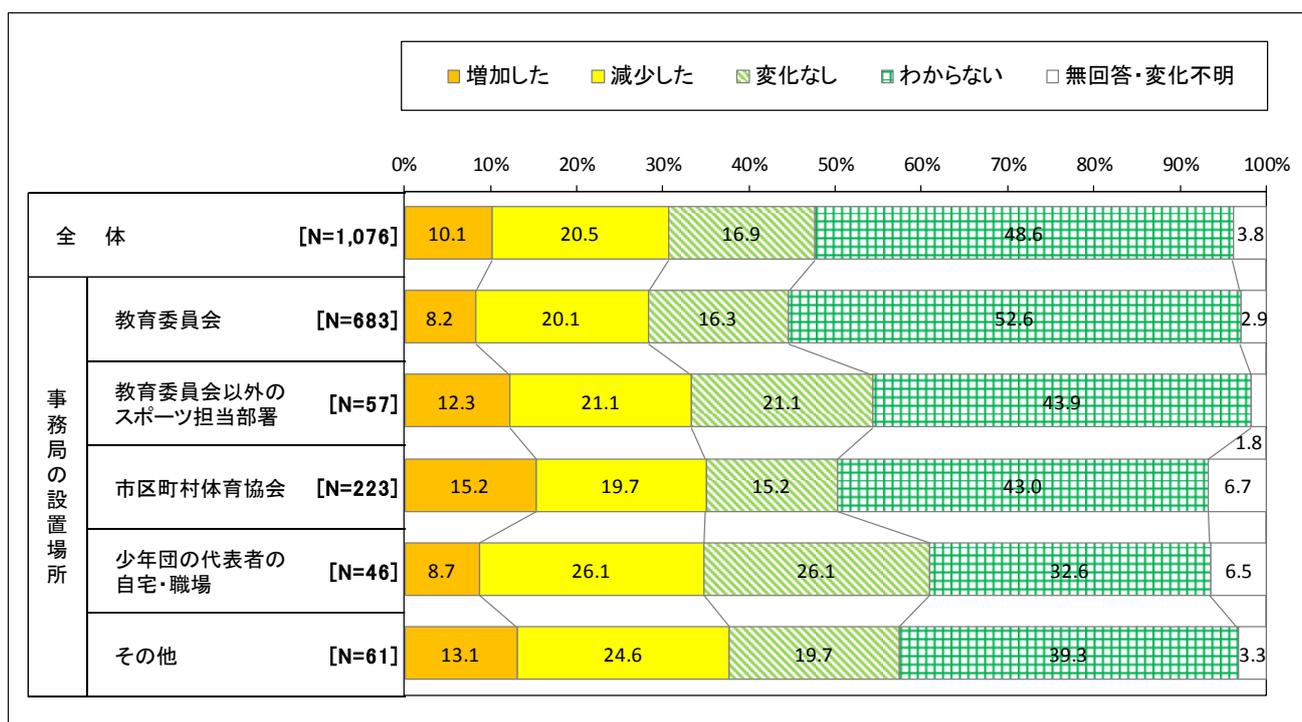
図表 2-4-2 行政からの補助金・助成金 平成 24 年度



(3) 行政からの補助金・助成金の変化

行政(市区町村)からの補助金・助成金について、各市区町村スポーツ少年団が回答した平成14年度の金額(図表2-4-1参照)と平成24年度の金額(図表2-4-2参照)から、金額の変化を算出した。金額が10年間で「増加した」が10.1%、「減少した」が20.5%、「変化なし」が16.9%である(図表2-4-3)。平均額を単純に比較すると、平成24年度の方が高くなっていた(図表2-4-1、2-4-2参照)が、市区町村スポーツ少年団ごとに平成14年度と平成24年度の金額を比較すると、増加よりも減少の方が多くなっていることがわかる。

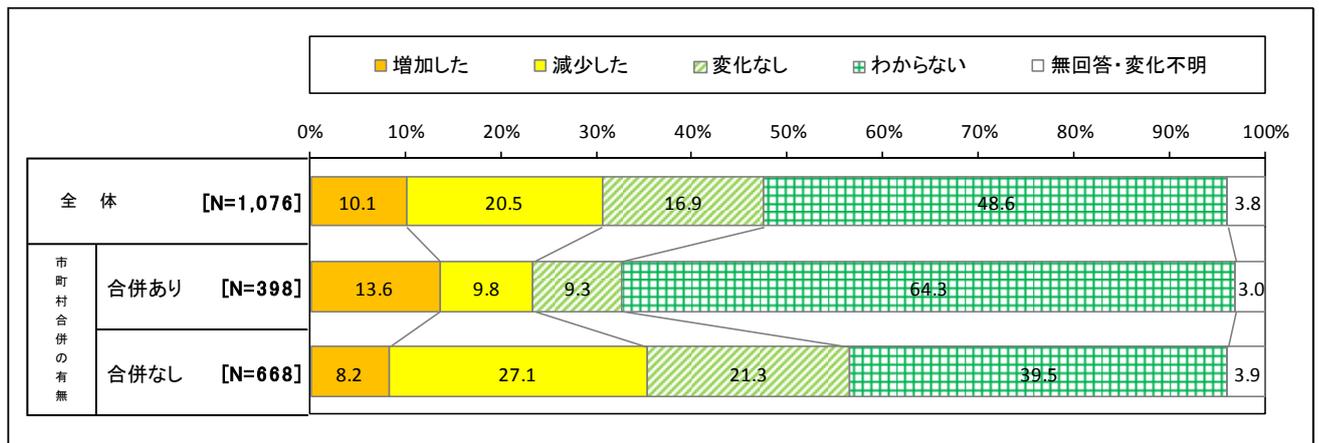
図表 2-4-3 行政からの補助金・助成金の変化
(事務所の設置場所別)



(4) 行政からの補助金・助成金の変化（市町村合併の有無別）

行政(市区町村)からの補助金・助成金について、各市区町村スポーツ少年団が回答した平成14年度の金額(図表2-4-1参照)と平成24年度の金額(図表2-4-2参照)から、金額の変化を算出し、市町村合併の有無別にみた。合併があった市区町村スポーツ少年団では、10年間で金額が「減少した」(9.8%)よりも「増加した」(13.6%)の方がやや多くなっているが、「わからない」という回答が6割を超えていることに留意が必要である(図表2-4-4)。

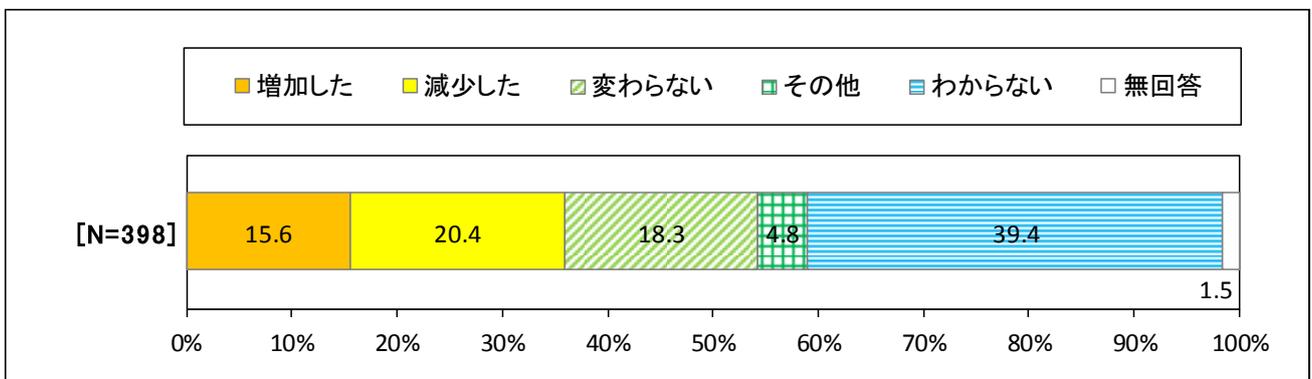
図表 2-4-4 平成14年度・平成24年度の行政からの補助金・助成金の変化
(市町村合併の有無別別)



(5) 市町村合併前と現在の行政からの補助金・助成金の増減

「平成の大合併」において、市町村合併があったと回答した市区町村スポーツ少年団(398団)に市町村合併前と現在で、行政(市区町村)からの補助金・助成金が増減したかを尋ねたところ、「増加した」が15.6%、「減少した」が20.4%で、増加より減少の方がやや多くなっている(図表2-4-5)。「変わらない」が18.3%、「わからない」という回答は39.4%と多くなっている。

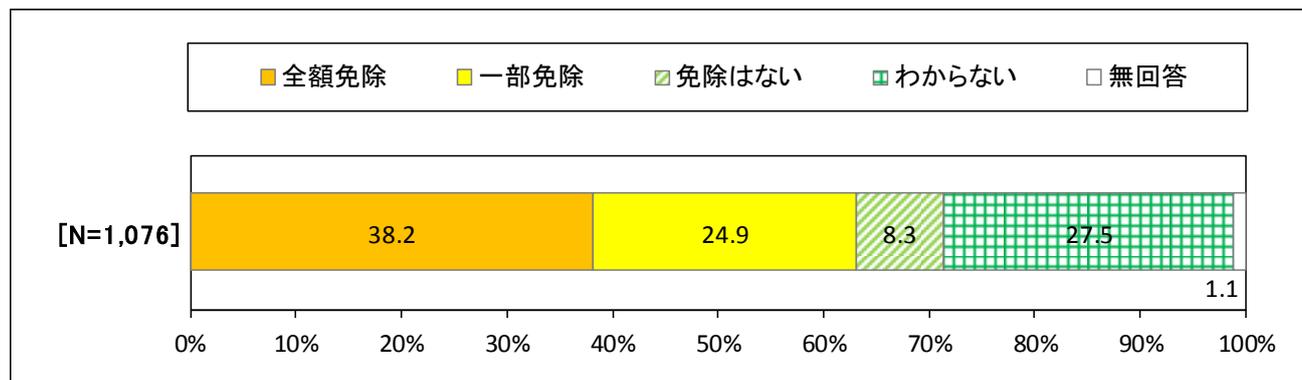
図表 2-4-5 市町村合併前と現在の行政からの補助金・助成金の増減



(6) 公共施設・設備の使用料減免措置（平成 14 年度）

平成 14 年度における、各市区町村スポーツ少年団に対する行政(市区町村)の公共施設・設備の使用料の減免措置についてみると、「全額免除」が 38.2%、「一部免除」が 24.9%、「免除はない」が 8.3%となっている(図表 2-4-6)。「わからない」という回答が 27.5%と多くなっている。

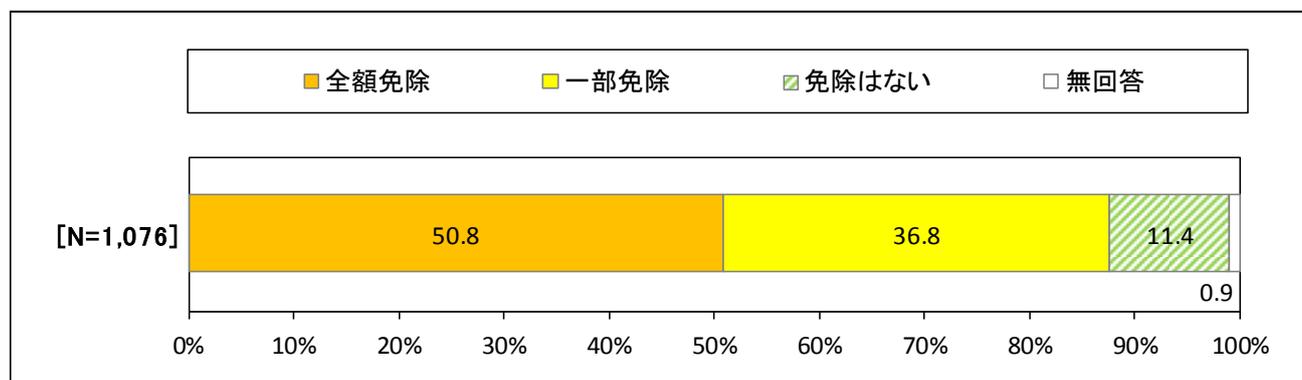
図表 2-4-6 平成 14 年度 公共施設・設備の使用料減免措置



(7) 公共施設・設備の使用料減免措置（平成 24 年度）

平成 24 年度における、各市区町村スポーツ少年団に対する行政(市区町村)の公共施設・設備の使用料の減免措置についてみると、「全額免除」が 50.8%、「一部免除」が 36.8%、「免除はない」が 11.4%であり、9 割弱は免除を受けている(図表 2-4-7)。

図表 2-4-7 平成 24 年度 公共施設・設備の使用料減免措置



(8) 公共施設・設備の使用料減免措置の変化

行政(市区町村)の公共施設・設備の使用料の減免措置について、平成 14 年度の状況(図表 2-4-6 参照)と平成 24 年度の状況(図表 2-4-7 参照)から、市区町村スポーツ少年団ごとの変化を算出した。「増加した」が 2.0%、「減少した」が 3.6%、「変化なし」が 65.5%であり、使用料減免措置については、10 年間で変化はないという市区町村スポーツ少年団が多数を占める(図表 2-4-8)。

図表 2-4-8 行政の公共施設・設備の使用料減免措置の変化
(事務所の設置場所別)

